様式第b-5号別紙（H29.4改正）

職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】

|  |
| --- |
| 平成　　年　　月　　日 |
| 介護福祉機器を導入した事業所は以下のとおりです。 | 申請事業主名称 |
| ①導入に係る事業所 | （1）名称 |  | （2）事業内容 |  |
| （3）所在地 | 〒 |
| （4）雇用保険適用事業所番号 |  |
| （5）事業所の代表者の役職及び氏名 |  |
| （6）当該事業所の雇用保険一般被保険者数 | 人 | (7)当該事業所の介護労働者数 | 人 |
| （8-1）介護雇用管理責任者氏名 |  |
| （8-2）介護雇用管理責任者の周知方法 | □事業所内掲示　　□回覧　　□会議等の開催　　□その他（　　　　　　　　　） |
| ②導入した介護福祉機器 | (1)品目 | (2)購入/賃借 | (3)購入単価 | (4)台数 | (5)支払額 | (6)支払（賃借）先 | (7)支払完了日 | (8)導入日（賃借期間） |
| a |  |  | 円 | 台 | 円 |  |  |  |
| b |  |  | 円 | 台 | 円 |  |  |  |
| c |  |  | 円 | 台 | 円 |  |  |  |
| d |  |  | 円 | 台 | 円 |  |  |  |
| イ　支払額合計 | 円 |  |
| ③保守契約 | (1)契約の有無 | (2)支払額 | (3)契約先 | (4)契約期間 |
| a | □有　・　□無 | 円 |  | ～ |
| b | □有　・　□無 | 円 |  | ～ |
| c | □有　・　□無 | 円 |  | ～ |
| d | □有　・　□無 | 円 |  | ～ |
| ロ　支払額合計 | 円 |  |
| ④導入機器の使用を徹底するための研修 | (1)研修内容 | (2)支払額 | (3)研修の実施団体名 | (4)スケジュール |
| a |  | 円 |  | ～ |
| b |  | 円 |  | ～ |
| c |  | 円 |  | ～ |
| d |  | 円 |  | ～ |
| ハ　支払額合計 | 円 |  |
| 合計額（イ＋ロ＋ハ） | 円 |  |
| ⑤導入効果の把握 |
| (1)導入前アンケート | 実施日 |  | 対象者(a) | 人 | 回収数(b) | 人 | 回収率(b/a) | ％ |
| (2)導入後アンケート | 実施日 |  | 対象者(a) | 人 | 回収数(b) | 人 | 回収率(b/a) | ％ |
| 機器導入前に身体的負担が大きいと感じていた職員数(a) | 人 | 機器導入後に身体的負担が軽減した職員数(b) | 人 | 改善率(b/a) | ％ |

様式第b-5号別紙（注意書き）

**【記入上の注意】**

別紙については、導入事業所ごとに記載し、様式第b-5号とともに提出してください。

１　①－(7)には、実際に介護関係業務に携わっている方の人数を記入してください。介護関係業務とは、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護、療養上の管理、移動の介護、衣服の着脱介護、体位交換、清拭等を行うものです。

２　②には、実際に要した介護福祉機器の費用等を記載してください。この助成金の対象となる介護福祉機器の範囲は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | (1) 移動・昇降用リフト　※立位補助機（スタンディングマシーン）を含む｡人の移動に使用するものに限る。(2) 自動車用車いすリフト　※福祉車両の場合は、車両本体を除いた車いすリフト部分に限る。(3) エアーマット　※体位変換機能を有するものに限る。(4) 特殊浴槽　※移動・昇降用リフトと一体化しているもの、移動・昇降用リフト（電動昇降ストレッチャーを含む。）が取り付け可能なものまたは側面が開閉可能なもの等。(5) ストレッチャー　※入浴用に使用するもの。それ以外は昇降機能が付いているものに限る。　なお、移動用リフトの導入時に同時に購入等した吊り具（スリングシート）や、特殊浴槽の導入時に同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いす等、支給の対象となる介護福祉機器と同時に購入等した身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含めることができます。 |

※　なお、上記に該当する機器であっても次の（1）から（14）に該当する場合は助成金の対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | (1) 事業主が私的目的のために購入した機器(2) 事業主以外の名義の機器(3) 現物出資された機器(4) 商品として販売または賃貸する目的で購入した機器(5) 原材料(6) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器(7) 支払い事実が明確でない機器(8) 国外において導入される機器(9) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器(10) 配偶者間、１親等の親族間、法人とその代表者間、法人とその代表者の配偶者間、法人とその代表者の１親等の親族間、法人とその取締役間、法人とその理事間または同一代表者の法人間の取引による機器(11) 管轄労働局が行う現地調査においてその存在が確認できない機器(12) 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器(13) 長期（１年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器(14) 介護福祉機器を導入する事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に利用する機器 |

３　②-(3)の購入単価が10万円未満のものは支給対象となりません。

４　②-(5)の計画期間に実際に支払った額は、計画期間を超える分割払いのため、支給申請日までに支払いが完了しない場合は、支給申請日までの最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。また、手形または小切手による支払いの場合は、決済が完了したものに限ります。

賃借については、計画期間を超える賃借のため、支給申請日までに支払いが完了しない場合は、計画期間内において実際に賃借した期間の賃借料であって、支給申請日までに支払った額をもって、支払いが完了したものとみなします。この欄には、何か月分の支払いかわかるように記載してください。また、助成金支給後も引き続き、賃借を行うことが必要です。

５　③及び④には、②のa～dに対応する機器の状況についてそれぞれ記載してください。

６　④には、機器の取扱説明費も含みます。

７　③-(1)について、契約が「無」の場合は、③-(2)～(4)の記載は不要です。

８　③について、計画期間を超える保守契約を締結した場合は、計画期間内に相当する額（月割・年割等で計算）が支給対象となります。

９　⑤-(1)について、導入前アンケートは計画提出後、機器を導入するまでの間に介護福祉機器を導入する部署で介護関係業務に従事（導入部署に異動予定も含む。）している方を対象に実施してください。なお、回収率が80％以上でない場合は、対象とはなりません。

10　⑤-(2)について、機器導入後、一定期間介護労働者が介護関係業務に従事してから、計画期間が終了するまでの間に⑤-(1)の対象者と同一人物に対して実施してください。なお、回収率が80％以上でない場合は、対象とはなりません。

11　⑤の改善率について、70％以上でない場合は、支給決定の対象とはなりません。